

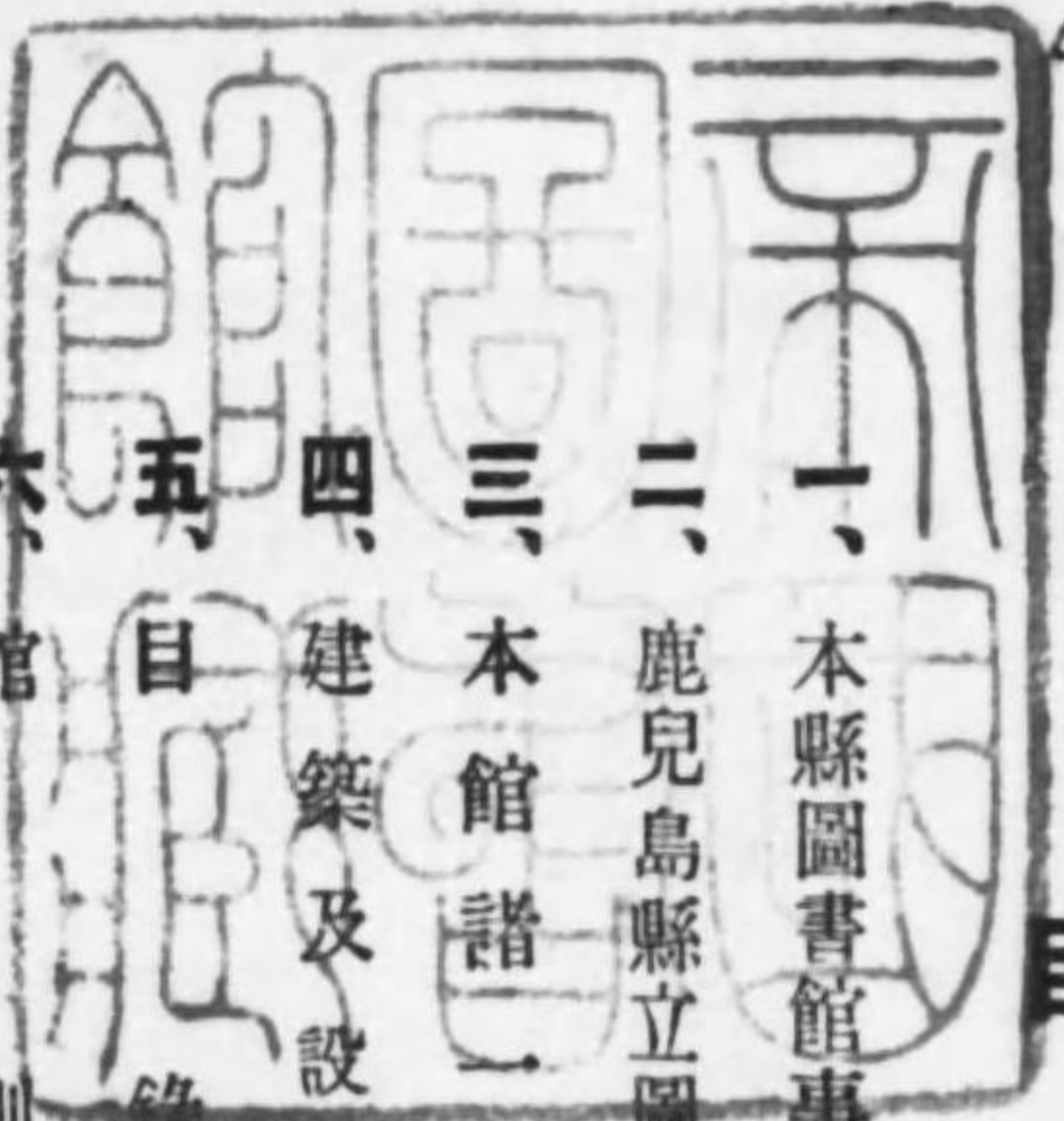
昭和二年十月

鹿兒島縣立圖書館
新築落成記念誌

始



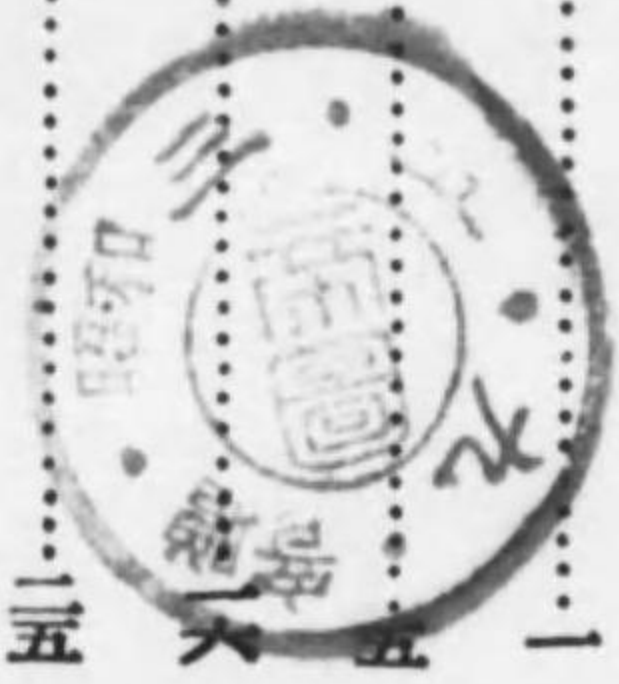
278-122



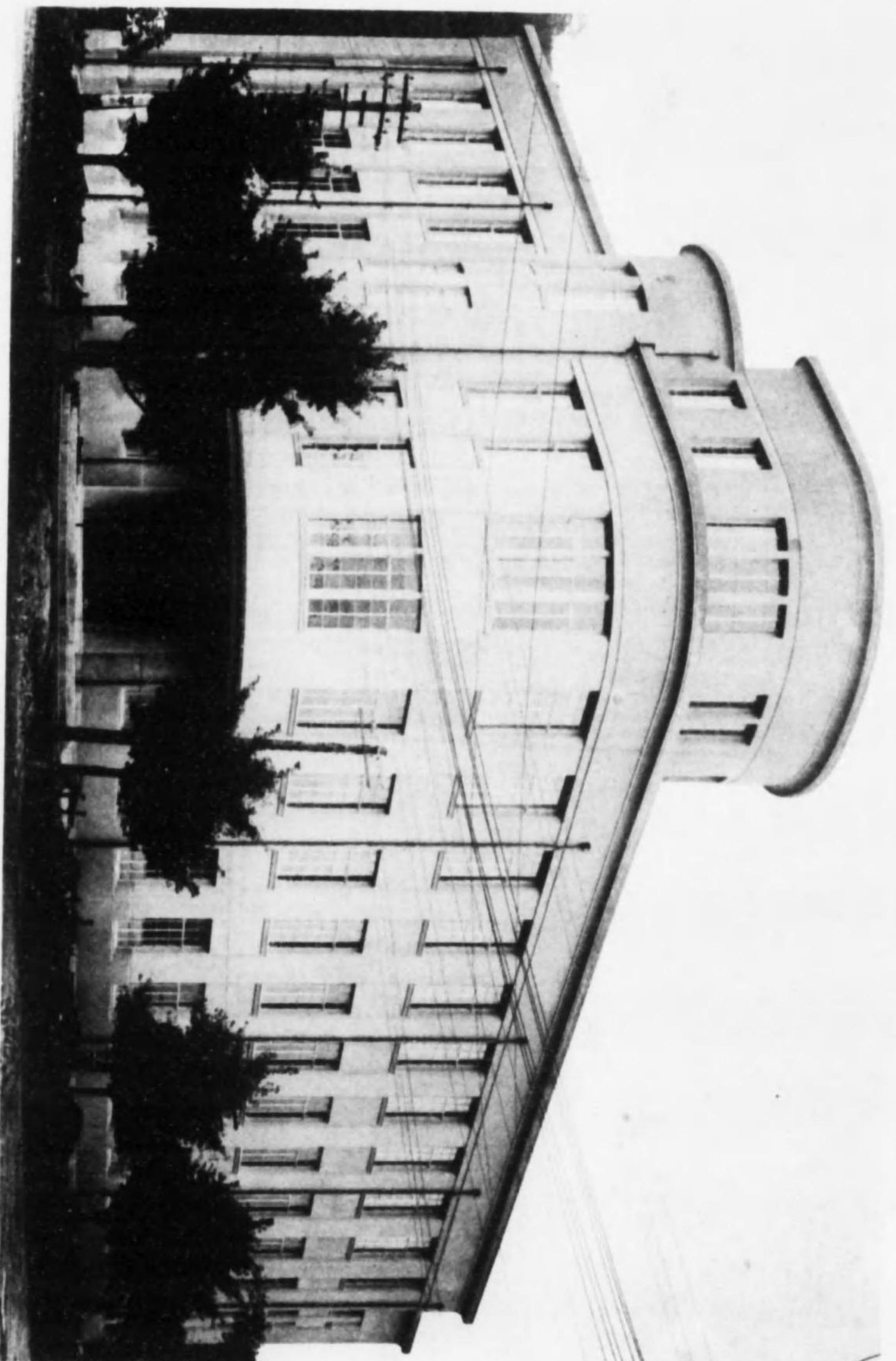
鹿兒島縣立圖書館新築落成記念誌

目次

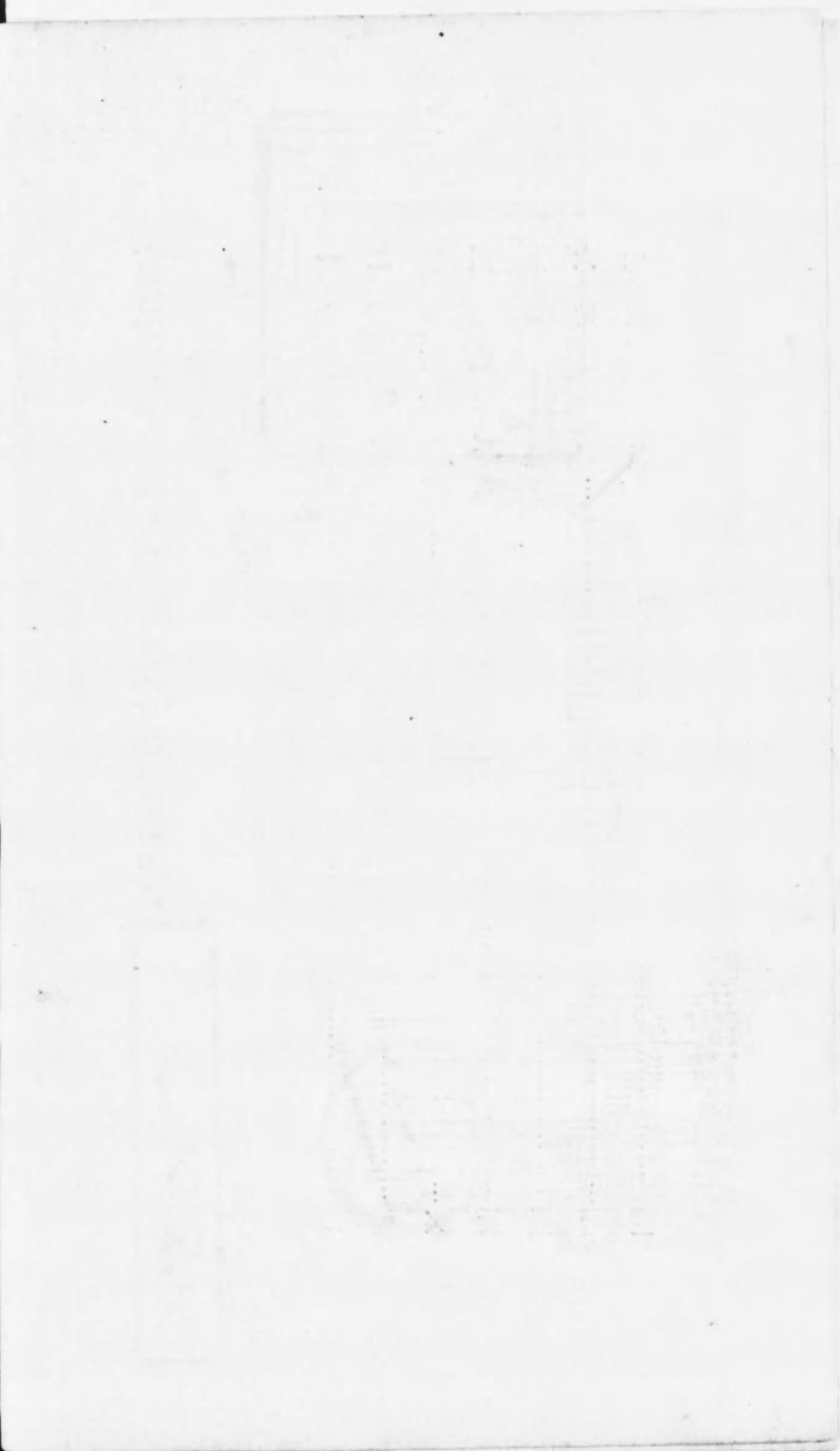
一、	本縣圖書館事業の沿革概要	一
二、	鹿兒島縣立圖書館の沿革略	五
三、	本館諸覽	六
四、	建築及設備	一五
五、	目錄	三三
六、	館則	三四
七、	職員	三六

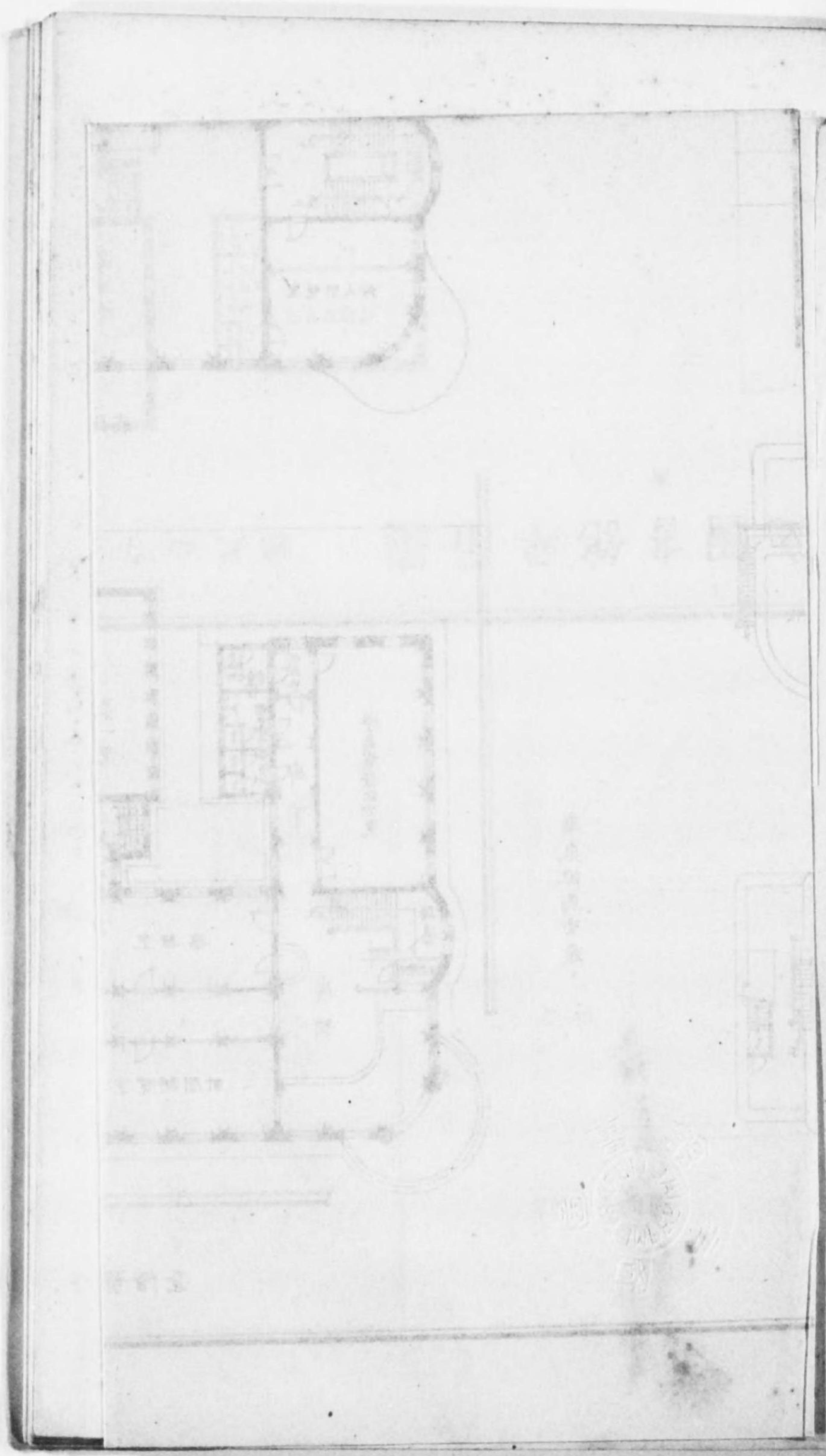


リ 作 寄 贈 本



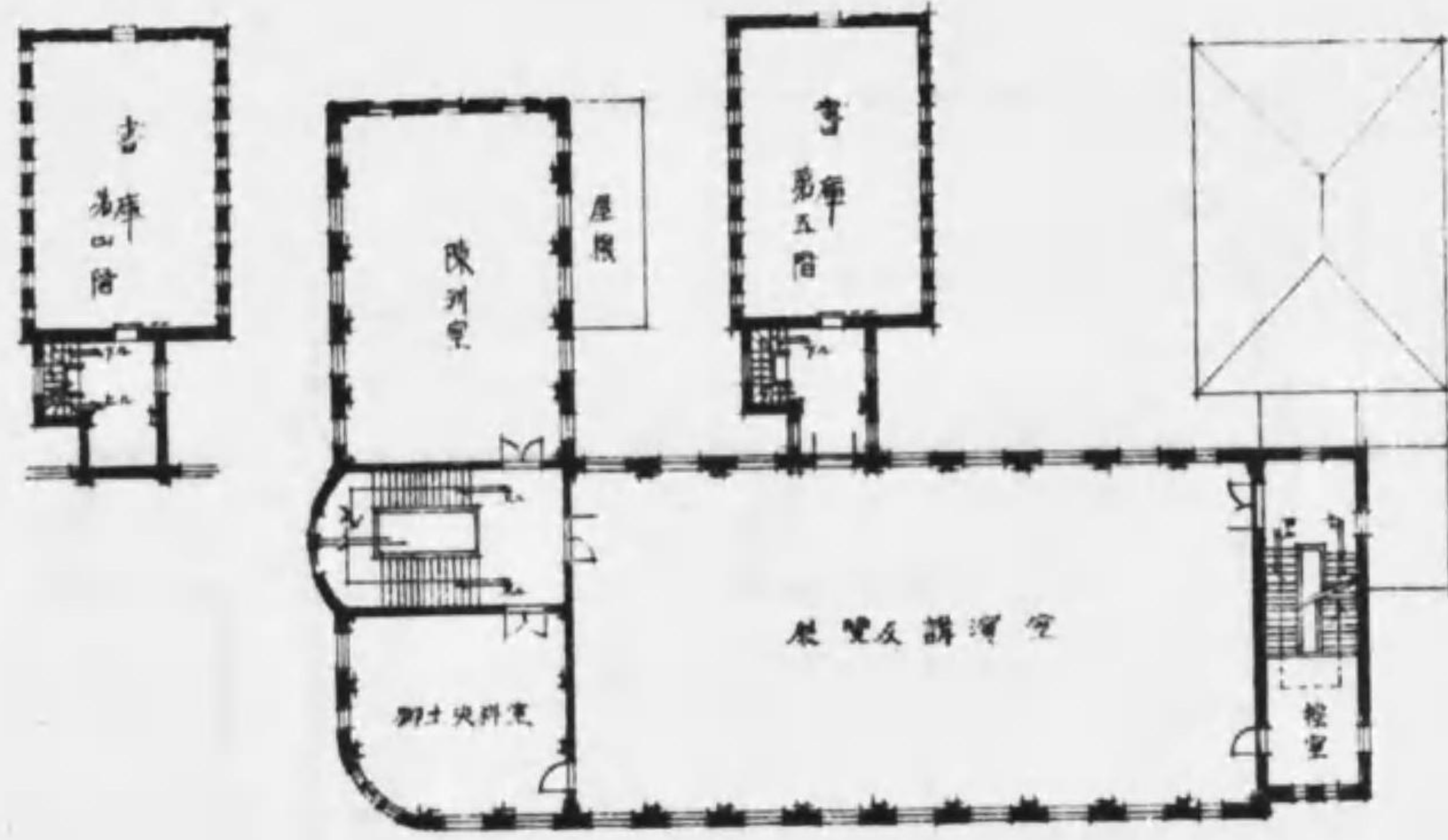
鹿兒島縣立圖書館



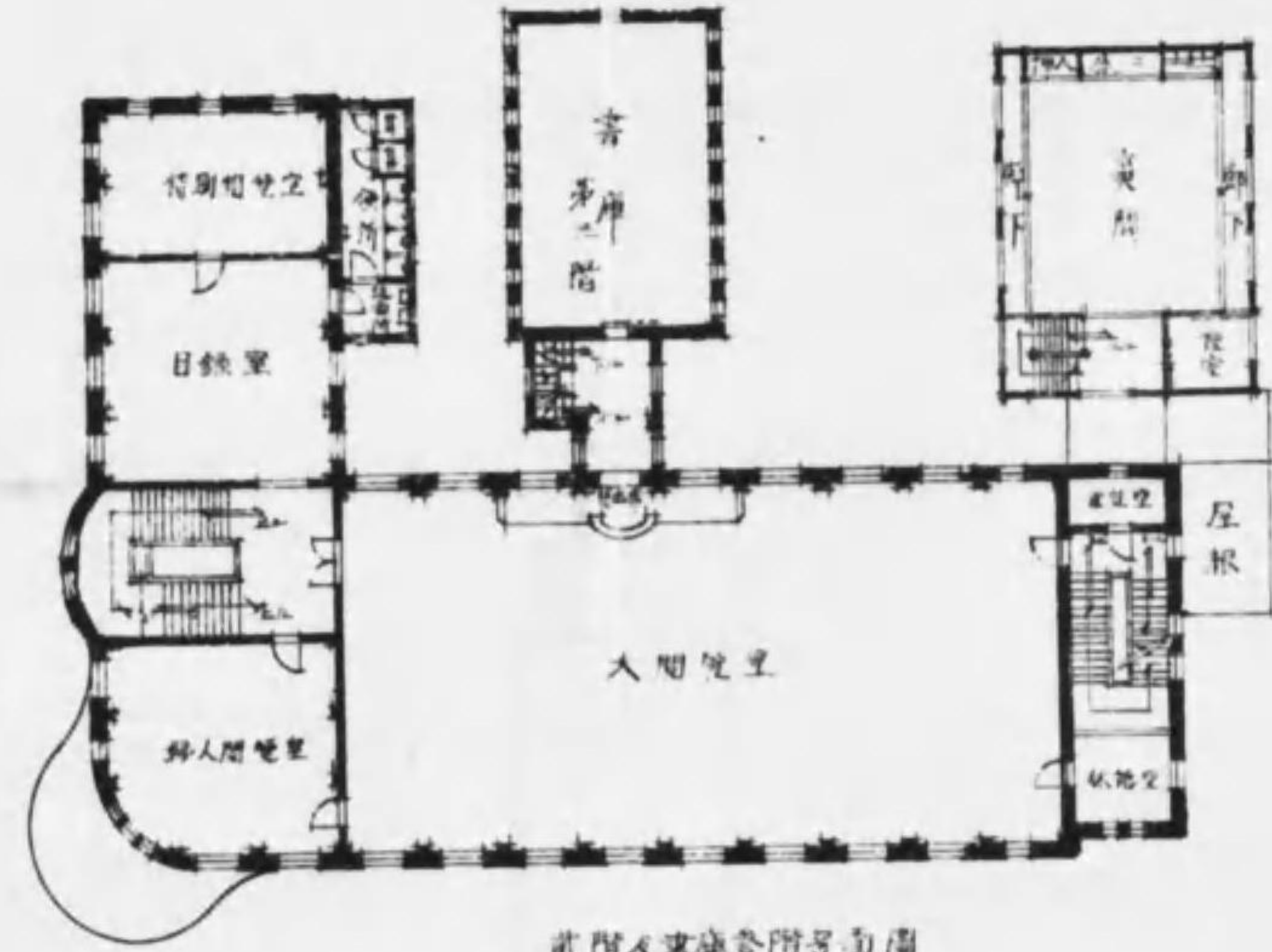


The right page of the notebook is mostly blank, with some faint, illegible markings and a vertical line of text or a margin on the right side. There are some light smudges and faint pencil lines scattered across the page, but no clear text or diagrams are present.

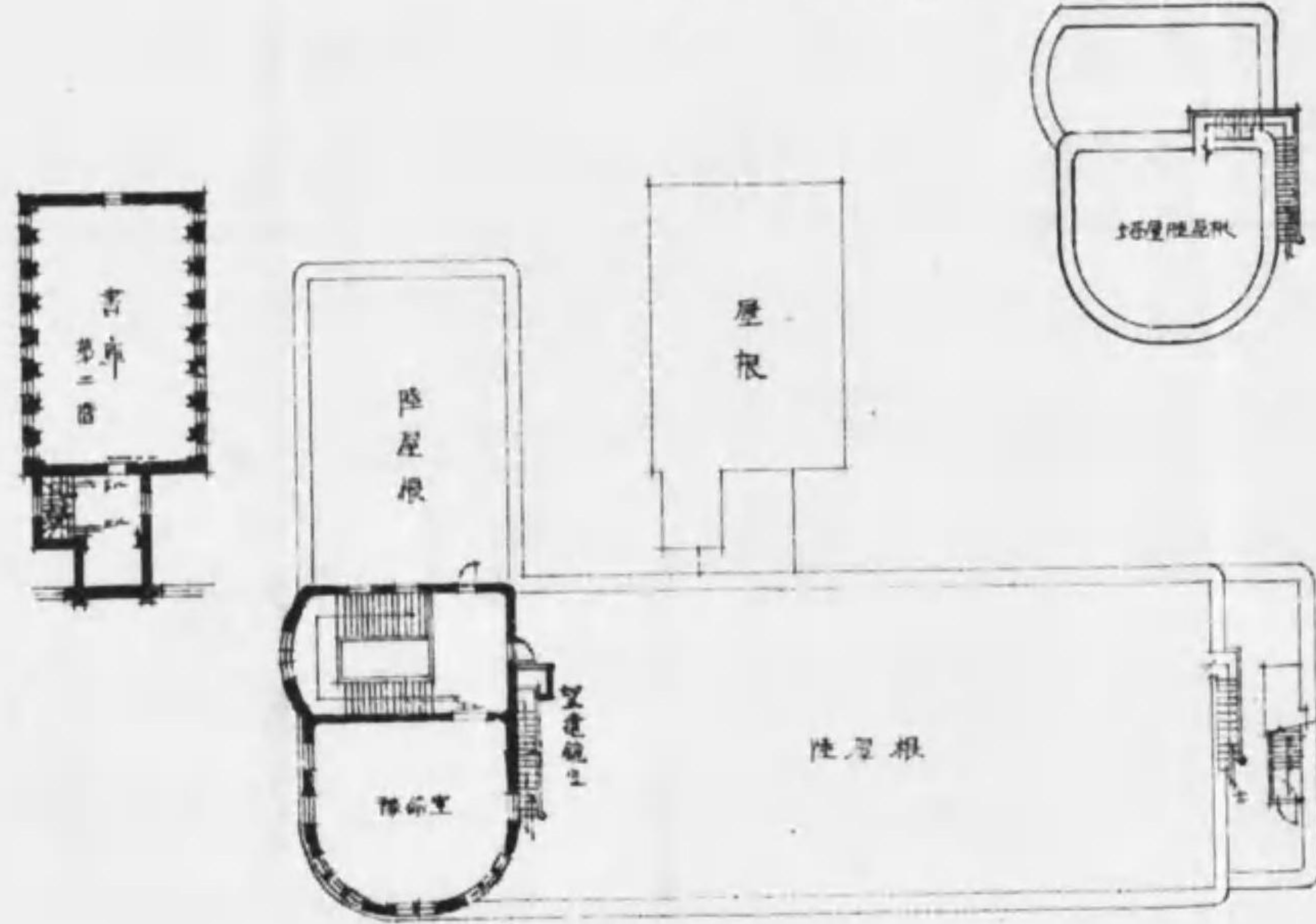
鹿兒島縣立圖書館平面圖 縮尺四百分之壹



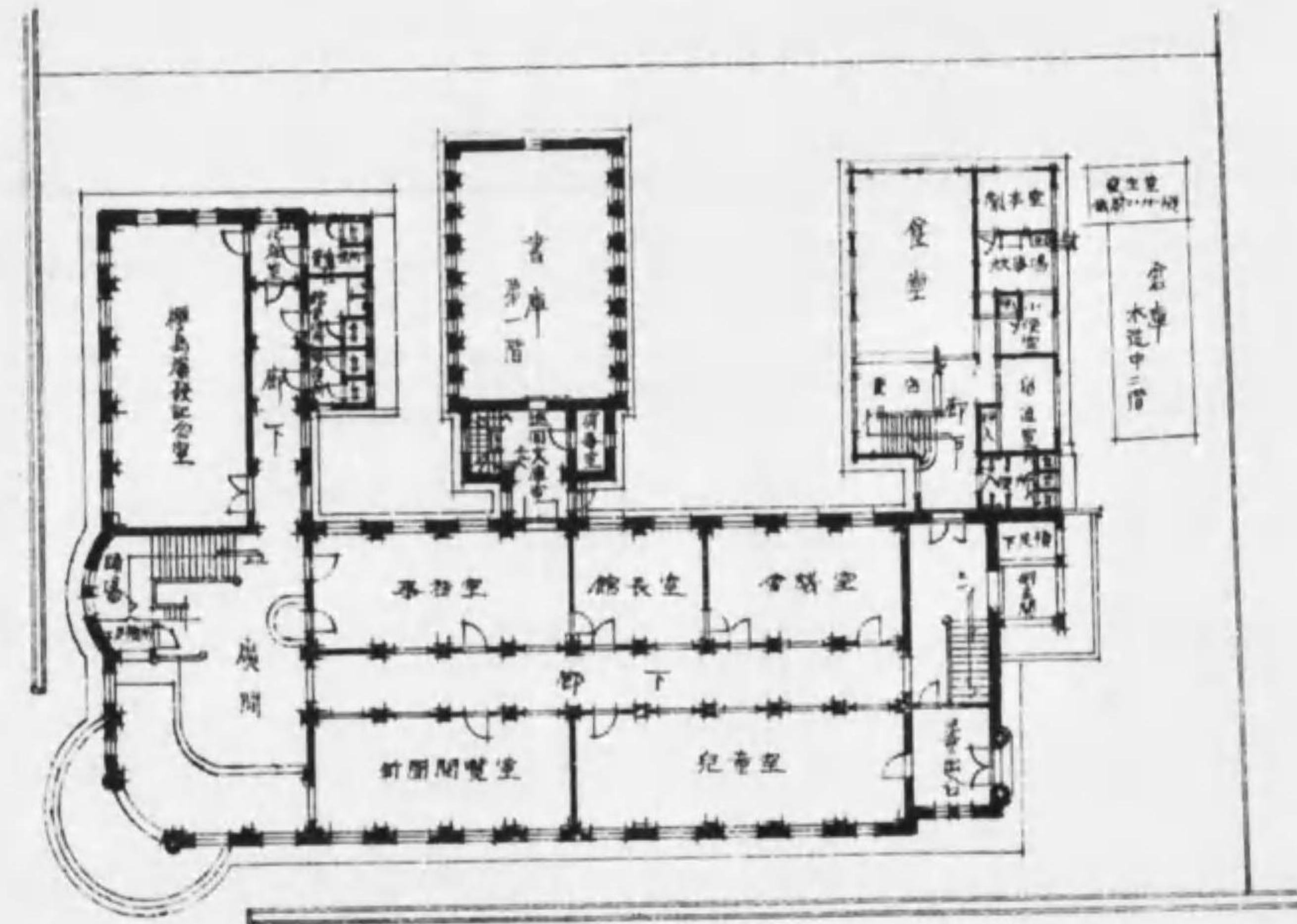
參階及書庫四階平面圖



二階及書庫三階平面圖



塔屋及階狀室平面圖



全階平面圖 館址地

南東院馬場邊





鹿兒島縣立圖書館新築落成記念誌

一 本縣圖書館事業の沿革概要

一 舊藩時代

本縣に於ける圖書館事業の淵源を繹ぬるに、舊藩第二十八代の英主島津齋彬公最も文教の振興に意を用ひ、安政元年正月學問の大本を訓示して一藩に嚮ふ所を授け、又城内には文武講習場、村落に學舎を設け、或は遊學の門戸を開き、洋學を奨励すると共に、和漢洋の御手許御藏書を春叢文庫と名づけられ、嘉永五年四月史職に令し所貯の和漢群書を藩士に貸與せしめ、又經書史傳等を翻刻せしめて封内士民に低價を以て下付し、又書籍賣支配人又木元右衛門、青木靜左衛門の兩名に命じて一般に圖書を貸與せしむる等、大に文事の普及と發展とに盡され、所謂薩藩學風に新時期を劃せるを以て濫觴となす。

二 明治時代

二

明治時代に於て圖書館の設置は、明治十六年四月肝屬郡小根占村書籍館の設立を以て初めとなす。而して明治二十二年四月本縣私立教育會は、故森文部大臣の教育上に於ける功績を永久に記念せんが爲め、獎學金を募集し書籍館又は教育品陳列館を設置するの必要を説き、明治三十三年圖書館設置の件を議決し之が具体的計畫成り、寄附金募集に着手し明治三十五年五月二十八日其募集金を以て教育會附屬圖書館を建設し八月十一日開館せり、當時の藏書冊數は千九十三冊にして當月一日の平均閱覽者二十余人なり。而して同年九月加納文庫を置き、十月二十五日開館式を舉行し樺山伯臨場せらる。これ近世の意味に於ける圖書館の本縣に於て創設せられしもの、嚆矢とす。

明治四十二年一月十六日縣教育會社団法人となるや、附屬圖書館を私立鹿兒島圖書館と改稱す。

明治四十四年五月三十日教育會代議員會に於て圖書館を縣營たらしめ圖書館の機能を發揮せしめんことを議決し、翌四十五年四月一日縣に移管して鹿兒島縣立圖書館と改稱

す、當時の閱覽者は平均八十余人に過ぎず。又地方に於ける圖書館も僅かに小根占書籍館の一館のみにして本縣圖書館事業も極めて不振の状態にあり。

三 大正時代

大正時代に於ては縣立圖書館の内容も漸時整ひ、時勢の推移と、讀書趣味の漸次普及するに従ひ、年々利用者も増加し、又地方圖書館も毎年一二館づゝの設立を見るに至れり。雖も、他縣に比し大に遜色ありて、縣内圖書館數も大正十二年末に於ては僅に二十館にして、其施設經營も亦發展せず本縣圖書館事業は漸く曙光を認むるのみにして、所謂黎明期に入りしに過ぎざりしなり。

大正十三年一月二十六日 東宮殿下御成婚の盛典を挙げさせられるを機とし、本縣に於ては訓令を以て各市町村圖書館の設置を奨勵し、又圖書館費補助規定を公布して其普及充實を圖ると共に、其中樞機關たる縣立圖書館の經費の増額をなす等圖書館事業の振興を圖りし爲め、各町村に於ては續々として圖書館の設置を企てたる結果、大正十三年度末に於ては縣内圖書館數も俄然増加し九十二館に達し、其後年々縣に於ては町村圖

三

書館經營者の爲めに圖書館講習會と協議研究會とを開催し、町村圖書館事業の普及開展を促進すると共に縣立圖書館に於ては種々の方法施設とにより、圖書館の宣傳と民衆化とに努め又各郡市町村及圖書館、學校、青年團、處女會等各種團體と相連絡して巡回文庫の利用並に圖書館外貸出とを奨勵し以て一般縣民の讀書趣味の普及と向上とを圖りし爲め、昭和元年度末に於ては館數に於ては百二十二館に達するに至り、縣立圖書館閱覽人員も六拾二萬千五百三十一人一日平均千八百八十人、閱覽冊數も六拾八萬三千五百二十一冊、一日平均二千六十五冊に達するの顯著なる成績を呈するに至れり。而して多年の問題なりし本館改築計劃も機漸く熟し、大正十四年の縣會に於て二十二萬二千圓余の改築案通過し、大正十五年十一月工事に着手し、今や照國神社々前規模宏壯にして然も設備の完全せる縣立圖書館竣成し、南洲翁五十年祭を機とし、意義ある落成式を舉行するに至りたるは、誠に慶賀に堪へざる所なり。本縣圖書館事業も昭和一新と共に此期を劃し、愈々更始一新して改新活動の時期に入り、吾人圖書館事業に従事するもの、責任の重且大なるを覺えずんばあらず。

吾人は眞に本縣文化の普及と向上とを圖る爲め、此の機會に町村當局の盡力と、有志

の後援とに依り、未だ圖書館の設置なき町村に於てはこれが設置に努められ、一町村一館主義の實現されん事を切望すると共に、更に進んで一校區一館主義の理想の實現を期し、以て本縣下に圖書館網即ち文化網を張展し、民衆教化の實を擧げ、學校教育と駢立して教育の目的を達成し、縣民の福利の増進を圖り、以て圖書館の使命を全ふせん事を期す。

二 鹿兒島縣立圖書館沿革略

明治四十五年四月一日私立鹿兒島教育會附屬圖書館、縣に移管され、鹿兒島縣立圖書館と改稱し、學務課長豊田勝藏館長事務取扱に任せられ、事務引繼、諸規則の改正を行ひ、全四月七日より開館す。

大正元年十月二十八日片山信太郎館長に任せらる。

大正二年五月十日鹿兒島縣立第一中學校跡に移轉し、五月二十日より開館す、當日の入館者百七十名に及び。

大正二年十一月三十日郷土志料展閱會を開催す。

大正二年十二月二十五日第二中學校より圖書の保管轉換を受く。

大正三年一月十二日午前十時櫻島爆發し鳴動、強震の爲め當館の石塀、建物、書架等破損甚だしきにより臨時閉館す。

大正三年二月十六日櫻島爆發による被害以來、館内閱覽に支障ある爲め告示第八八號を以て圖書の館外貸出を開始す。

大正三年三月二十八日櫻島爆發以來閉館中の本館も、恢復漸く整ひしにより本日より開館す。

大正三年四月より本館に博物部を附設し、櫻島噴火に關する資料及博物標本等を陳列して公開する事に決し、各縣立學校職員を委員に囑託す。

大正三年十月七日より十三日まで本館に於て教育會主催教育品展覽會を開催の爲め臨時閉館す。

大正四年七月二十二日櫻島爆發油繪大額面を博物室に掲揚す。

大正四年八月十八日博物部を公開し一般觀覽を許す。

大正四年十一月二十八日南洋產動物標本を陳列す。

大正四年五月八日高田文部大臣來館博物部を視察す。

大正五年六月十四日御大典記念事業として一室に紫宸殿模型を備付く。

大正六年五月二十一日 朝香宮鳩彦王殿下櫻島爆發記念室を臺覽遊さる。

大正六年十月十七日貴族院議長徳川家達公來館、櫻島爆發記念室を觀覽す。

大正六年十一月八日、九日の兩日日本圖書館協會九州支部第三回總會を當館に開催總裁徳川賴倫侯臨席さる。

大正六年十一月二十日より二十六日まで郷土志料展覽會を開催す。

大正七年九月二十五日日本縣知事阪本鈺之助氏金百四十三圓寄贈す。

大正八年六月二十六日故加納久宜子遺族より金五十圓寄贈す。

大正八年十一月兒童圖書館外貸出を開始す。

大正九年一月二十二日より二十九日まで流行性感冒猖獗の爲め午後六時閉館す。

大正九年三月二十六日 皇太子殿下行啓に際し、博物部玻璃質凝灰岩其他を興業館に陳列し台覽に供す。

大正九年四月一日閱覽規定を改正し圖書閱覽を無料とし本日より實施す。

大正九年十月理化實驗部を設け一般に公開す。

大正十年一月二十一日館長片山信太郎大阪市阿波屋圖書館長に轉任。

大正十年二月三日後任館長奥田啓市着任。

大正十年三月二十七日より四月五日まで圖書整理の爲め臨時閉館す。

大正十年四月二十一日鹿城史談會の主催にて、本館に於て明治維新史料展覽會を開催す。

大正十年六月英國より自動式赤道儀望遠鏡を購入一般に公開す。

大正十一年五月九日櫻島噴火記念物を集成館に出陳し、英國皇太子殿下の台覽に供す。

大正十一年八月十八日縣教育會主催霧島夏季大學期間中出張圖書館を設く。

大正十一年十月二日日本館内に私立鹿兒島法學院を設く。

大正十一年十月二十二日鹿兒島新聞社主催を以て八田知紀翁五十年記念展覽會を當館に開く。

大正十一年十一月十二日より全月十六日まで縣教育會主催學制頒布五十年記念展覽會を當館に開く。

大正十一年十二月二十五日揖宿郡冬季大學に出張圖書館を設く。

大正十一年十二月二十六日文部省圖書局長幣原坦氏來館。

大正十二年一月二十七日より二十九日まで三日間現代歌人俳人文士の短冊色紙展覽會を開催す。

大正十二年四月一日より本館に巡回文庫の制を設け事務を開始す。

大正十二年五月七日 久邇宮殿下御一行御來鹿遊ばされたるにつき、櫻島噴火記念物、油繪等を縣商品陳列所に出陳して臺覽に供す。

大正十二年七月通俗圖書選擇目錄を刊行頒布す。

大正十二年七月二十五日より八月三日まで霧島にて開催の縣教育會主催夏季大學に出張圖書館を設く、會員並に一般公衆の利用するもの三千七百五十二人、閱覽冊數五千二百十八冊にして盛況を呈す。なほ博物部委員第七高等學校教授村上春太郎氏指導の下に自動式赤道儀望遠鏡を以て天体の觀測を行ふ。

大正十二年八月十日圖書館利用宣傳及讀書趣味鼓吹の爲め「ポスター」を調製縣下に配布す。

大正十二年十一月一日より七日までを圖書館デーとして講演會、活動寫眞、童話會、天体觀測等各種の催をなし來館者に圖書館利用の榮を呈す。

大正十二年十二月二十日和漢圖書分類増加目錄を刊行す。

大正十二年十二月二十三日日置郡冬季大學へ出張圖書館を設く。

大正十二年十二月二十四日掛宿郡冬期大學へ出張圖書館を設く。

大正十二年十二月二十四日圖書二百八十六冊購入の上移動文庫五個を編成し關東震災地方へ發送す。

大正十三年一月二十七日御成婚奉祝の爲め講演會、活動寫眞會、童話大會等を開催し來館者に記念印刷物を頒布せり。

大正十三年三月一日關東震災地方へ寄贈圖書七百十五冊を發送す。

大正十三年三月二十日郷土志料分類目錄を刊行頒布す。

大正十三年三月二十五日巡回文庫用圖書分類目錄を刊行頒布す。

大正十三年四月一日御成婚記念事業として御慶事記念文庫を調製し、御成婚及皇室に關する圖書寫眞帖を主とし、國民精神作興及思想善導に關する圖書約五十冊を以て文庫

を編成し、各郡に發送す。

大正十三年四月より縣公報附録として毎月新着圖書目錄を刊行す。

大正十三年五月十八日、十九日、二十日の三日間本館に於て縣主催第一回圖書館講習會を開催、郡町村吏員、中學校及小學校教員、圖書館員等七十四名の來會者あり、講師は伊東福岡縣立圖書館長、奥田鹿兒島縣立圖書館長なり。

大正十三年七月通俗圖書選擇目錄「附圖書館に關する法規其他」を刊行頒布せり。

大正十三年八月三日鹿兒島第一師範學校に於て開催の縣教育會夏季大學に出張圖書館を設く。

大正十三年八月二十二、二十五、二十六、二十七日の四日間地球に最も接近せる火星觀測を博物部委員第七高等學校教授村上春太郎氏の指導講演の下に公開、毎夜數千名の熱心なる觀覽者の爲めに日没より午前四時頃まで行ふ。

大正十三年十一月本館々報第六號を刊行頒布せり。

大正十三年十一月一日より七日までの圖書館週間中來館者を初め一般公衆に圖書館利用、讀書趣味鼓吹を宣傳の爲め標語を掲げたる榮及皇室國体國民性國民道德に關する圖

書目録を刊行して配布し、講演會、活動寫眞會、童話會等を開催すると共に西郷南洲翁の書並に西郷南洲翁及十年役に關する圖書、文書、其他の資料の展覽會を開催す。

大正十三年十二月二十三日日置郡冬季大學へ出張圖書館を設く。

大正十三年十二月二十四日揖宿郡冬季大學へ出張圖書館を設く。

大正十四年一月十三日縣主催青年團幹部講習會へ出張圖書館を設く。

大正十四年二月郷土志料分類目録並に巡回文庫用圖書目録を刊行頒布せり。

大正十四年二月十七日 伏見宮殿下全月二十四日 秩父宮殿下御來鹿の際櫻島噴火記念物を縣商品陳列所に出陳して臺覽に供せり。

大正十四年三月皇室國体國民性、國民道德に關する圖書目録増補再版して一般に頒布せり。

大正十四年六月通俗圖書選擇目録及本館々報第七號を刊行頒布す。

大正十四年七月三日より五日まで三日間縣主催圖書講習會及協議會を當館に於て開催す。講師は永山長崎縣立圖書館長、奥田鹿兒島縣立圖書館長にして、町村圖書館關係者六拾壹名の來會者あり。

大正十四年七月十日圖書館宣傳ポスターを印刷縣下に配布す。

大正十四年十月鹿兒島縣内圖書館一覽及櫻島噴火記を刊行頒布す。

大正十四年十月十九日、二十日の兩日當館に於て日本圖書館協會九州支部總會を開催し、館長奥田啓市支部長に推選され従つて當館に支部を置く事となれり。

大正十四年十一月一日より七日までの圖書館週間に優良圖書讀書標語を印刷せる栞及讀書宣傳ビラを配布し、義士に關する書畫、圖書並に文士、名士の原稿圖書展覽會及閱覽者懇談會其他各種の催をなす。

大正十四年十二月十五日鹿兒島縣會に於て本館改築議案決議さる。

大正十五年二月郷土志料分類目録を刊行す。

大正十五年六月通俗圖書選擇目録を刊行す。

大正十五年八月十二日ラヂオを備付け一般に公開す。

大正十五年九月鹿兒島縣立圖書館報並に巡回文庫用圖書目録を刊行す。

大正十五年十一月一日より七日までの圖書館週間に白川樂翁手簡、著書の展覽會並に浮世繪版畫、明治以前洋畫展覽會等を開催すると共に良書目録、讀書獎勵等の諸印刷物

を一般に配布し、又閱覽人懇談會等を開催す。

大正十五年十一月七日新築圖書館の地鎮祭を行ふ。

大正十五年十一月十五日俵内務省政務次官來館。

大正十五年十一月十七日汎太平洋學術會議員見學團來慶、本館櫻島噴火記念物を縣商
品陳列所に出陳す。

大正十五年十二月七日日本館並に市教育參考館、尙古集成館三館聯合講演會を開催し、
中村徳五郎氏の鳥津久光公事蹟に就いて講演あり。

昭和二年二月七日八日兩日 大正天皇御大葬儀に付臨時閉館。

昭和二年三月南洲神社五十年祭奉賛會事業の南洲翁遺物展覽會を新館にて開催の事に
決す。

昭和二年二月二十五日より三月十二日迄縣主催縣下各町村圖書館巡回指導講習協議會
を各郡に於て開催し、指導講師として奥田鹿兒島縣立圖書館長縣の囑託をうけ各郡に出
張す。

昭和二年五月五日、六日の日本圖書館協會理事會及總會に於て十月二十二日より三日
間本館に於て第二十一回全國圖書館大會開催に決す。

昭和二年七月通俗圖書選擇目錄を刊行す。

昭和二年八月八日 聖上陛下奄美大島行幸につき本館博物標本具類を天覽に供し、
其一部を献上す。

昭和二年十月一日より十二月十日まで新館移轉準備及圖書整理の爲め臨時閉館す。

昭和二年十月和漢書及洋書分類規定を改正す。

昭和二年十月本館諸規則を改正す。

昭和二年十月新築圖書館落成したるを以て十月二十二日落成式を舉行す。

昭和二年十月二十二日より二十四日の三日間當市に於て第二十一回全國圖書館大會を
開催す。

三 本館諸一覽

一 開館以來經過一覽

年 度	圖書費	藏書冊數	開館日數	閱覽人員		閱覽圖書冊數	
				總數	一日平均	總數	一日平均
明治四十五年	一,五〇〇	一〇,四一〇	三三九	二七,二六六	八二,八四	五六,六七六	一七二,二七
大正元年度	一,五〇〇	一二,四八七	二六〇	五二,一九五	二〇〇,七五	二二九,九三五	四九九,七五
大正二年度	一,五〇〇	一四,二四二	三三八	七七,一七六	二四二,六九	一七二,二二九	五四一,二九
大正三年度	一,九三六	一六,三七二	三三一	九四,七五五	二八六,二六	一八八,一〇九	五六八,三三
大正四年度	一,〇〇〇	一七,二一五	三四二	九六,五二二	二八三,〇二	一九一,五二八	五六一,六七
大正五年度	一,五〇〇	一八,〇六九	三三六	八九,八四八	二八四,三三	一九二,八七二	六〇〇,三五
大正六年度	二,〇〇〇	一八,四〇三	三三四	一〇三,二四	三〇九,〇四	二五六,二二	七六六,八六
大正七年度	二,一〇〇	一八,一三〇	三三三	一六,二八五	三五〇,二天	二五〇,六五二	七五四,九八
大正八年度	二,一〇〇	一九,三八〇	三三一	一六九,八八五	五三三,一五	二八三,一八九	八五五,五六
大正九年度	二,一〇〇	二二,三七八	三三九	二六五,三四	八〇六,四二	二六一,七六九	七九五,六五
大正十年度	二,一〇〇	二二,三七八	三三九	二六五,三四	八〇六,四二	二六一,七六九	七九五,六五

大正十一年度	三,〇〇〇	二八,二四〇	三五	三三二,六二九	九九二,七〇	三三一,五二五	一,〇二〇,〇五
大正十二年度	六,〇〇〇	三一,九四一	三三四	四九三,九九九	一,四七九,〇三	五六二,八八二	一,六八五,二八
大正十三年度	八,一〇〇	三六,〇三三	三三三	五五〇,七七〇	一,六五三,九六	六二〇,三七四	一,八六二,七〇
大正十四年度	八,〇〇〇	三九,五三二	三三九	六二〇,五三五	一,八五五,七三	七〇一,五八九	二,一三三,四九
大正十五年度	七,〇〇〇	四二,六九二	三三一	六二一,五三二	一,八八〇,七六	六八三,五二二	二,〇六五,〇二

一一 開館以來藏書類別比較表

年 度	圖 書							
	一門 宗教 教育	二門 文學 語學	三門 歷史 地理 紀行	四門 法製 經濟 統計	五門 數學 醫學	六門 美術 工學 軍事	七門 產業 交通 家事	八門 鄉土 志料 兒童 圖書
明治四十五年	1	1	1	1	1	1	1	10,410
大正元年度	1	1	1	1	1	1	1	12,487
大正二年度	1	1	1	1	1	1	1	14,242
大正三年度	1,820	1,978	2,953	1,630	733	1,075	1,043	14,242
大正四年度	2,067	2,238	3,476	1,791	838	1,206	1,226	16,371
大正五年度	2,176	2,366	3,572	1,847	888	1,310	1,332	17,151
大正六年度	2,500	2,499	3,645	1,944	943	1,365	1,373	18,069

年 度	圖 書								合 計
	一門 宗教	二門 哲學	三門 文學	四門 歷史	五門 地理	六門 統計	七門 經濟	八門 法學	
明治四十五年 大正元年度	四、一四九	四、五〇〇	七、八四八	二、六五七	八、〇三九	二、六三四	一、四九八	一五、三九二	五六、六七六
大正二年度	四、七六一	三、二八六	六、四六七	二、六一三	四、四〇〇	三、二二四	二、〇七〇	六五、〇七八	二二九、九三五
大正三年度	八、六三三	三、六六八	三、七〇八	六、五二一	四、二一九	五、〇一一	三、三八八	七八、二九〇	一七二、二一九
大正四年度	一〇、五七六	四、一五八	二、三三三	七、五五〇	三、五五四	六、五八四	四、二二六	八五、三三一	一八八、一〇九
大正五年度	二、〇三〇	三、九二〇	一、〇七四	五、八三三	三、七五一	六、八二四	四、四五二	八八、三六四	一九一、五二八
大正六年度	一一、二四五	三、八六五	一、〇三五	四、五六六	四、五四一	七、二七五	四、九四一	九〇、七二二	一九二、八七二
大正七年度	一五、九九〇	五、〇三三	一、〇五五	一〇、九〇六	二、六七二	九、六八六	六、六〇三	一〇九、一四八	二五六、一三二
大正八年度	三四、二八七	五、〇三八	一、五〇六	一七、九八七	四、五八二	五、五八二	一四、〇七一	八七、八五九	二五〇、六五二
大正九年度	二五、五三二	二、二二二	一、〇三四	一六、八八五	一、六三二	九、五五二	八、三三一	一三三、四三二	二八三、一八九
大正十年度	一八、九九六	四、八五五	一、一八三	九、四六九	一、八九六	七、七八八	六、〇九二	一四四、七五〇	二六二、七六九
大正十一年度	二二、五五〇	六、五二二	一、七四四	一三、九五三	一、四九〇	一一、二五二	一四、一九九	一七二、〇三三	三三三、五二五
大正十二年度	二〇、四七九	七、六二二	一、九六二	一〇、九四二	一、七四三	一〇、〇〇九	八、三三四	二四〇、九八五	四一一、六〇九
大正十三年度	三六、七三六	八、八五二	四、〇二〇	一七、七五二	二、九三四	一七、二〇五	二、三四八	二二四、〇五五	四三八、三二二

大正十四年度	三八、九九二	二、六八五	三、二六八	二二、八三三	九、三九三	四、六八二	九、七四二	二、四四五	一三三、六八二	五〇六、四六一
大正十五年度	三三、一〇九	八、三九五	三、〇三八	二〇、五七二	六、五七八	一三、六六九	一、七〇七	一五二、七三七	四八二、一〇七	
昭和元年度										

五 巡回文庫

I 巡回文庫年度別廻付統計表

年 度	區 別	冊		閱 覽 人 員	閱 覽 冊 數
		文庫廻付總數	數		
大正十二年度		一七三	六、一五一	一四〇、〇〇九	一五二、二七三
大正十三年度		二七〇	九、五〇二	一七八、五〇九	一八二、〇五三
大正十四年度		二三五	七、八〇六	一九〇、六五三	一九五、二八
大正十五年度		一五八	六、一三五	一九八、二九二	二〇一、四一四

II 巡回文庫閱覽者職業別表

年 度	種 別	職業別						合 計
		學 生	軍人、官公吏、記者、教育家、宗教家	醫師、辯護士、實業ニ従事スル者	其他	其他	合 計	
大正十二年度		二五、三七七	一三、八四二	三二、八七四	六五、六九二	二、二七六	一四〇、〇〇九	

大島	二二	二七	九二	一四	五三
合計	一七三	二七〇	九、五〇一	七、八〇六	一五八
	四〇九	三三	七八五	二七	一四
	六、二五二	二七〇	九、五〇一	二三五	六、一三五

六 本館創立以來經費比較表

年 度	經費總額	俸 給	雜 給	圖 書 費	其 他
明治四十五年	三、一〇一、五〇〇	八九八、〇〇〇	三五九、五二〇	一、三五〇、〇〇〇	四九四、〇〇〇
大正元年度	四、八九〇、七〇〇	一、一六三、四九〇	五五六、三四〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、六七〇、〇〇〇
大正二年度	七、四四六、〇〇〇	一、二九三、八二〇	一、三九八、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	三、二九四、〇〇〇
大正三年度	七、二九六、〇〇〇	一、二九九、〇〇〇	一、四四七、〇〇〇	一、九三六、〇〇〇	二、六一四、〇〇〇
大正四年度	六、二二三、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、五三一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、二九二、〇〇〇
大正五年度	六、七七九、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、六〇七、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	二、三七二、〇〇〇
大正六年度	七、七八〇、〇〇〇	一、二七〇、〇〇〇	二、〇五三、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、四五七、〇〇〇
大正七年度	七、八〇四、〇〇〇	一、三七八、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	二、一五〇、〇〇〇	二、五四〇、〇〇〇
大正八年度	一〇、八五九、九六〇	二、二〇三、〇〇〇	二、九〇五、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	三、五五一、九五〇

大正十年度	一三、二六、〇〇〇	二、五八四、〇〇〇	四、七二一、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	三、七二一、〇〇〇
大正十一年度	一四、一八七、〇〇〇	二、八四八、〇〇〇	四、七八一、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、五五八、〇〇〇
大正十二年度	一七、二六、〇〇〇	四、〇三二、〇〇〇	四、〇三〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、一八三、〇〇〇
大正十三年度	二〇、〇九三、〇〇〇	四、二二〇、〇〇〇	四、四三二、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	四、〇五一、〇〇〇
大正十四年度	一九、八五六、〇〇〇	四、二二〇、〇〇〇	四、二八八、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	三、四四八、〇〇〇
大正十五年度	一九、四八一、〇〇〇	四、二二〇、〇〇〇	四、五六九、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、六九二、〇〇〇
昭和元年度	二〇、三三九、〇〇〇	四、五六〇、〇〇〇	五、〇九九、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、六七〇、〇〇〇

四 建 築

位 置 鹿兒島市山下町一七四番地
 敷 地 五百六十坪
 工 程 起 工 大正十五年十一月十日
 地 鎮 祭 全 十一月二十七日

竣工 昭和二年十月十五日
落成式 全 十月二十二日
工事期間 十一ヶ月
設計監督 鹿兒島縣土木課營繕係
樣式 近世式
建物坪數

總工費 總建坪 九〇三、九二平方米 (約二百七十四坪)
總延坪 二、八五六、二三平方米 (約八百六十五坪)
二十二萬二千二百圓

建築工事費 一六八、一一四、七二
家具裝飾及其他諸費 二二、二五〇、〇〇
電燈工事費 八、三五四、〇〇
電話電鈴及其他 一、六九五、〇〇
衛生工事費 四、八三四、二八
電氣暖房工事費 三、六八〇、〇〇

三、一五〇、〇〇
九、一二二、〇〇

本館

門、柵及庭園費
設計監督及工事雜費

建坪 六七一、二二平方米
延坪 二、一〇五、四八平方米

壹階	廣下足預所 新開閱覽室 兒童室 事務室 館長室 會議室 廊 兒童出入口 脇階段室 側支關 下足預所	二〇三、二八 一四、〇四 六三、四 六八、〇 六三、四 三三、二 四六、八 七〇、二 一八、八 三三、二 七、五 六〇	表階段室 婦人閱覽室 大閱覽室 休憩室 踊氣場 電氣室 脇階段室 目錄室 特別閱覽室 洗面所 便所	四九、九二 六七、四 三五、〇 二三八 四八 八、四 四二、六 七〇、二 四六、八 六〇、五 一六、三	參階	表階段室 鄉土志科室 展覽及講演室 控室 脇階段室 陳列室	四九、九二 六七、四 三五、〇 一九、二 三〇、八 一七、〇	四階	表階段室 豫備室 脇階段室	四九、九二 六五、六 八、一〇
----	---	--	---	---	----	--	---	----	---------------------	-----------------------

櫻島爆發地下室	八四、五
記念室	二六、〇
化粧室	六、五
貴賓便所	七、〇
館員便所	八、四
婦人便所	七、〇

概要

本建物は三階建一部四階建にして全体鉄筋「コンクリート」造とし地盤より建物最上端迄二十米突七十程とす

基礎 地盤より一米突八十五程掘下げ粗砂層に達せしめ側廻り布堀を爲し鉄筋「コンクリート」造と爲す

壁体 全体鉄筋「コンクリート」造とし殊に各階主要間仕切壁は耐震壁構造と爲せり
 各床 一階は地盤より九十程高さとし盛土「コンクリート」打其他各階は鉄筋「コンクリート」造とし床表装は玄關「モザイク」張り玄關廣間及新聞閱覽室等「タイル」張り一三階各室板張り色付仕上と爲し二階各閱覽室は「コルク」板下張り爲し其の上「リノリ

アム」張りとし會議室及豫備室等は化粧「コルク」板張りと爲せり

窓 側廻り窓は全部「スチールサッシュ」取付け正一分硝子嵌込みたり

屋根 全体陸屋根とし自由散歩出来る様爲せり

外壁 全体リシン塗とし色合は薄黒ピンク色上げと爲せり

内部雜作 玄關腰受付臺及表階段手摺等大理石張、天井及壁プラスター塗り仕上各閱覽室壁は色物仕上げと爲せり

會議室、館長室及豫備室等は窓飾り付模様付壁紙張り木部「ラック」塗り仕上げと爲せり

家具 特別の個所は「チーク」材にて製作し其他の個所は總て「オーク」材を以て製作せり

音響 大閱覽室及講演室等は二重天井と爲し出来る丈け多くの空氣拔を設けたり尙講演室の壁及天井等には特に「コルク」粉末を張付けたり

屋上設備 大「テント」(百坪)の設備を爲し屋上集會に使用す

望遠鏡格納庫を設置し時々天体觀測に便ならしむ

電氣 屋外に變壓機室を設け是より電燈及電熱機配電盤へ送電爲さしむ

電燈 總てセララクトコンデットチーワープを以て壁及床等「コンクリート」中に埋め各室に配管し總計二百四十四個の電燈を各室に適宜取付けたり

電氣暖房 前項同様配管爲し總計四七個の電熱器を各室へ適宜「コンセントブラック」にて取付け夏季中は是を旋風器と取替へ得る様爲せり

避雷裝置 屋上最上端に避雷針取付を導線に由り地中盤に連結す

防火設備 各階壹ヶ所宛二吋ホース付消火栓を設けたり

給水 市水道管より五吋鐵管にて引込み便所及各階消火栓へ鐵管配管爲し給水せしむ

書庫

建坪 一〇七、七〇平方米
延坪 五一八、一〇平方米

階	壹	貳	參	四	五	階
名稱	書庫	書庫	書庫	書庫	書庫	書庫
坪數	二〇、二	二〇、二	二〇、二	二〇、二	二〇、二	二〇、二
名稱	書庫	書庫	書庫	書庫	書庫	書庫
坪數	八三、五	八三、五	八三、五	八三、五	八三、五	八三、五

消毒室 五、二

概要

本建物は五階建にして總体鐵筋コンクリート造とし地盤より最上端迄十五米突とす天井高さ 各階の高さは本館との連絡の都合に由り多少相違あり一、二階は床上より梁下迄二米突とし三、四は同く二米突二十種とし五階は三米突と爲せり

側窓 總て「スチールサッシュ」取付窓硝子は特に綱入厚硝子を嵌め込みたり

防火設備 側窓及出入口は全部「スチールシャッター」を取付特に簡單に開閉ならしむ爲め各室兩側に一ヶ所宛ハンドル箱取付け片側毎に一時に開閉自在ならしむる様爲せり

各階出入口際には二吋ホース付消火栓を取設けたり

書架 鋼鐵製高さ六尺五寸棚六段とし棚板は自由上下げ得る裝置爲せり

リフト 各階書籍運搬用として書庫出入口横に手働「リフト」積載重量六貫壹臺設けたり

電燈 配管方法は本館同様とし各書架前に一燈宛取付各スキッチ取付必要に應し自由點滅せしむ



消毒 壹階廊下横に消毒室設置し窓及入口扉密閉し隨時消毒せしむ

附 屬 家

建坪 一二五、〇〇平方米
延坪 二二二、六五平方米

壹階		貳階	
名稱	坪數	名稱	坪數
食堂	四四、七	階段室全層間	一六、〇
賣店	八、二八	扣室	八、七〇
製本室	九、九	日本間	疊二十八枚數
炊事場	一〇、七七	廊下	二一、〇〇
小使室	七、四五		
宿直室	一一、六		
便所	九、九		
廊下及階段室	二二、四〇		

本建物は本造二階建にして地盤より軒上迄、八、四〇米突
外壁 鋼板ラス張モルタル塗り仕上と爲す

内部 木摺打漆喰塗り仕上と爲す
日本間 小集會場として設備せり
食堂 閱覽者の爲め便利なる様設備せり
諸設備大体本館と同様なり

五 目 録

本館の圖書目録は左の六種とす

- 一、和漢書書名カード目録
- 二、和漢書分類カード目録
- 三、同 印刷目録
- 四、郷土志料分類印刷目録
- 五、巡回文庫用圖書印刷目録
- 六、洋書分類目録

六 鹿兒島縣立圖書館規則

第一章 總 則

第一條 本館ハ内外古今ノ圖書及教育參考品等ヲ蒐集保存シ公衆ノ閱覽及觀覽ニ供スルヲ以テ目的トス

第二條 圖書閱覽及觀覽ハ無料トス

第三條 圖書ノ閱覽時間ハ左ノ如シ 但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ

一、自四月一日 至十月三十一日 自午後八時 至午後九時

二、自十一月一日 至三月三十一日 自午前九時 至午後九時

但シ兒童閱覽室

平日 自午後五時 至午後二時

祝祭日 自午前八時又ハ九時 至午後五時

第四條 本館ノ定期閉館日ハ左ノ如シ 但シ臨時閉館日ハ其都度之ヲ揭示ス

一、歲 首 自一月一日 至一月五日

二、紀元節

三、天長節

四、明治節

五、曝書期 自十月二十日 至十月三十日

六、歲 末 自十二月二十七日 至十二月三十一日

七、館内掃除日 毎月 末日

第五條 本館ニ功勞アル者及館長ニ於テ必要ト認メタル者ニハ優待券ヲ贈與ス

第六條 左記ノ者ハ特別閱覽室ニ於テ閱覽スルコトヲ得

一、優待券所有者

二、館長ニ於テ特ニ必要アリト認ムル者

第七條 借覽圖書及器具ヲ紛失又ハ汚損毀損シタルトキハ現品ヲ以テ之ヲ辨賞セシム 若シ現品ヲ以テ辨賞シ難キトキハ館長ノ指定スル相當ノ圖書又ハ器具ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ義務ヲ了セサル者ハ本館ノ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得ス

第八條 本館規定並ニ閱覽、觀覽ニ關スル揭示ニ違背シ若クハ係員ノ指示ニ從ハサル者ハ退館セシメ又ハ登館ヲ禁ス

第九條 精神病者、醉狂者ト認メラルル者又ハ傳染性ノ疾患アル者其他館内ノ風紀ヲ紊シ若クハ靜肅ヲ害スル虞アリト認ムル者及館長ニ於テ有害ナリト認ムル者ハ登館ヲ許サス

第二章 館内閱覽

第十條 年齢十二年未滿ノ者ニハ兒童閱覽室ニ於テ一定ノ圖書ヲ限リ閱覽セシム

第十一條 館内ニ於テ圖書ヲ閱覽セントスル者ハ受付ニテ館内閱覽証ヲ受取リ之ニ所用ノ記入ヲ爲シ圖書出納所ニ差出シ其ノ圖書ヲ借受ケ退館セントスルトキハ該圖書ヲ返納シ前ニ差出シタル閱覽証ノ返却ヲ受ケ之ヲ受付ニ交付シテ限館スヘシ

新聞閱覽室及兒童閱覽室ニ於テハ前項ニ拘ラス隨意閱覽セシムルコトアルヘシ

第十二條 圖書ハ必ス所定ノ閱覽所ニ於テ閱覽スヘシ

第十三條 同時ニ借覽シ得ヘキ圖書數ハ二部五冊以内トス

第十四條 特ニ指定シタル圖書ハ優待券所持者及館長ノ特許ヲ得タル者ノ外閱覽スルコトヲ得ス

第十五條 優待券ハ其記名者以外及記載期限以外ニ使用スルコトヲ得ス又館長ニ於テ必要ト認メタルトキハ爾後優待券ヲ無効トスルコトアルヘシ

第十六條 優待券所持者ハ登館ノ都度之ヲ受付ニ示シ特別閱覽証ヲ受取リ第十一條ノ閱覽手續ヲナシ特別閱覽室ニ於テ閱覽スヘシ

第十七條 閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀、談話、喫煙、飲食其他喧噪ノ行爲ヲナスコトヲ禁ス

第十八條 閱覽人ハ排列セル机、椅子、等ヲ濫リニ移動シ或ハ建物其他備付ノ器具ヲ汚損スヘカラス

第三章 館外閱覽

第十九條 年齢滿十二年以上ニシテ本縣下ニ居住シ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ圖書ヲ携出借覽スルコトヲ得

一、優待券ヲ有スル者

- 二、官公吏及學校職員
- 三、本縣稅ヲ納ムル成年者
- 四、前各號ノ一ノ資格ヲ有スル保証人ヲ設ケタル者
- 五、保証金ヲ納メ該金額以內ノ價格ニ相當スル圖書ヲ携出スル者但シ保証金ハ現金ヲ以テセス銀行預金又ハ郵便貯金ノ通帳ヲ本館ニ差出スヘシ
- 六、其他館長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前各項ノ資格ニ拘ラス圖書携出ヲ特許スルコトヲ得

第二十條 本館ノ圖書ヲ携出借覽セントスル者ハ圖書館外閱覽細則ニ據リ特許証ノ付與ヲ乞フヘシ

第二十一條 貴重書、辭書、墨帖等及各學科ニ涉ル參考書類ハ携出スルコトヲ許サス其他通常ノ圖書ト雖モ本館ノ都合ニヨリ携出ヲ許ササルコトアルヘシ

第二十二條 本縣立學校其他官公署ノ申出ニ對シテハ前二條ノ規定ニ拘ラス期間ヲ限リ特ニ携出ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十三條 携出借覽圖書ヲ紛失、汚損、又ハ毀棄シタルトキハ第七條ノ例ニ依リ之ヲ

處分ス若シ本人ニ於テ辨償スルコト能ハサルトキハ保証人ヲシテ其責ニ任セシム

第二十四條 圖書ノ返付ヲ怠ル者アルトキハ一定ノ期限後ハ受取人ヲ派遣シテ之ヲ返却セシムルコトアルヘシ之ニ要スル費用ハ閱覽人負擔トス

第二十五條 特許証及携出圖書ハ之ヲ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス

第四章 巡回文庫

第二十六條 巡回文庫ハ縣下ノ圖書館、學校、青年團、處女會其他館長ニ於テ必要ト認メタル團體ニ廻付シ廣ク公衆ニ圖書閱覽ノ便ヲ興フルヲ以テ目的トス

第二十七條 巡回文庫ハ固定、自由ノ二編成ノ巡回文庫トス

固定編成巡回文庫ハ本館ニ於テ隨意ニ編成シ自由編成文庫ハ請求者ノ希望ニ依リ編成廻付スルモノトス

第二十八條 巡回文庫ノ廻付ヲ受ケントスルモノハ責任者ノ名ヲ以テ館長ニ請求スヘシ

第二十九條 巡回文庫ノ閱覽期間ハ回付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三ヶ月以內トス

第三十條 巡回文庫ノ回送並ニ返送等ニ要スル費用ハ總テ該文庫ノ回付ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ負擔スヘシ

但時宜ニ依リ本館ニ於テ負擔スルコトアルヘシ

四〇

第三十一條 巡回文庫ニ屬スル圖書ヲ紛失又ハ汚損毀棄シタルトキハ文庫請求責任者ニ對シ第七條ヲ準用ス

第五章 講演及展覽會場

第三十二條 學術的講演及展覽會並ニ教育的會合ニ使用スルノ爲メ本館内ニ「ホール」及日本間ヲ附設ス

第三十三條 前條ノ目的ヲ以テ會場ヲ使用セントスル者ハ要項ヲ具シ豫メ本館ニ願出デ館長ノ許可ヲ受クヘシ

第三十四條 前項ノ使用者ニハ期間ノ長短ニ依リ一定ノ使用料ヲ徴收スルモノトス

第六章 博物室

第三十五條 本館内ニ教育參考品ヲ蒐集陳列シ一般ニ公開ノ目的ヲ以テ博物室ヲ設ク

第三十六條 博物室ノ公開時間左ノ如シ 但時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ

自四月一日
至十月三十一日
自十一月一日
至三月三十一日

自午前八時
至午後四時
自午前九時
至午後四時

第三十七條 陳列品ヲ試用センコトヲ願出ツル者アルトキハ差支ナキ物ニ限り之ヲ許スコトアルヘシ

第三十八條 陳列品、陳列函、窓硝子等ヲ汚損又ハ毀損シタルトキハ現品ヲ以テ之ヲ辨償セシメ又ハ相當ノ代價ヲ償ハシム

第三十九條 館長ニ於テ特ニ必要ト認メタル時ハ學校及公共團體ノ申出ニヨリ陳列品ヲ貸與ススコトアルヘシ

第七章 寄贈品

第四十條 本館ニ圖書、教育參考品等ヲ寄贈セントスル者ハ寄贈申込書ニ品目、數量、價格、住所氏名等ヲ記載シ館長ノ許諾ヲ得タル上現品ヲ本館ニ送付スヘシ

第四十一條 寄贈ニ要スル運搬費其他ノ費用ハ寄贈者ノ負擔トス 但時宜ニ依リ本館ニ於テ之ヲ負擔スルコトアルヘシ

第四十二條 寄贈品ニハ寄贈者氏名及寄贈年月日ヲ標記シ永ク保存シテ其厚意ヲ表スルモノトス

第八章 委託品

四一

第四十三條 公衆ニ公開ノ目的ヲ以テ圖書教育品等ヲ本館ニ委託セントスル者ハ其品目數量、價格、住所氏名ヲ記載セル委託書ヲ差出シ館長ノ承諾ヲ得タル後現品ヲ送付スヘシ

第四十四條 委託品ニ對シテハ本館ヨリ受託証ヲ交付ス

第四十五條 委託品ハ本館所藏ノ圖書、教育參考品ト同一ノ取扱ヲ爲ス

但シ委託者ノ承諾ナキモノハ館外ニ携出セシメサルモノトス

第四十六條 委託品ハ委託者ノ請求ニヨリ隨時之ヲ返付ス

第四十七條 委託品ニ要スル運搬費ハ委託者ノ負擔トス

但シ時宜ニ依リ本館ニ於テ之ヲ負擔スルコトアルヘシ

第四十八條 委託品ニシテ不可抗力ニ依リ紛失又ハ毀損シタルモノハ本館ニ於テ辨償ノ責ニ任セス

第九章 附 則

第四十九條 本館規則施行ニ關スル細則ハ館長之ヲ定ム

第五十條 本令ハ昭和二年十二月十日ヨリ施行ス

鹿兒島縣立圖書館館外閱覽細則

第一條 本館規則第二十條ニ據リ圖書携出特許証ヲ得ントスルモノハ左ノ書式ニヨリ願書ヲ差出スヘシ

但シ優待券所有者ハ口頭ヲ以テスルモ差支ヘナシ
(願書式)

圖書携出特許証附與願

私儀貴館規則ヲ遵守可致ニ付圖書携出特許証御附與相成度此段相願候也

年 月 日

現住所

職業

電話

借覽人

氏

名

歲

鹿兒島縣立圖書館長

殿

三錢
印紙

保 證 書

住 所
業 務

氏

生 年 月 日 名

右貴館備付圖書携出借覽特許相成候ニ就テハ御規則確守可爲致ハ勿論萬一携帶圖書ヲ亡失シ若クハ汚損シタルトキハ貴館ノ命ニ從ヒ現品又ハ相當代金ヲ以テ辨償可爲致若シ本人ニ於テ右辨償シ能ハサル場合ハ拙者ニ於テ辨償可仕保証書依テ如件

年 月 日

住 所

業 務

保 証 人

鹿兒島縣立圖書館長

殿

氏

名 印

備考 本館規則第十九條第二號ノ資格ニヨリ圖書携出特許証ヲ請求スルモノ及保證人

タラントスル者ハ各所屬官公衛各麻長、課長及學校長ノ證明書ヲ添付スヘシ

但本館職員ニ於テ之ヲ證明スルコトヲ得ルモノハ此ノ限リニアラス

第二條 圖書館外携出特許證ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ滿一ケ年間トス

第三條 圖書ヲ館外ニ携出セントスルモノハ所定ノ圖書館外閱覽証ニ其ノ圖書名、分

類、番號、冊數、住所、職業、氏名等指定ノ事項ヲ記入シ圖書携出特許證ト共ニ係

員ニ差出スヘシ

第四條 本館規則第二十一條ニヨリ指定セラレタル圖書ハ勿論備付部數一部ニシテ類

繁ニ館内ニテ閱覽セラレ、モノハ之カ携出ヲ許サス

第五條 本縣内ニ住シ本館ト遠隔ノ地ニアルモノハ小包郵便ヲ利用シテ本館圖書ヲ借

覽スルコトヲ得

第六條 小包郵便料ハ往復トモ閱覽者ノ負擔トス

但郵便料ハ郵便切手ヲ以テ前納スルモノトス

第七條 圖書携出期間ハ土地ノ遠近ニ依リ一回十日(市内)又ハ二十日(郡部)以内(但

シ大島、熊毛兩郡ハ三十日以内)トス
但シ本館ノ都合ニ依リ右期間内ト雖モ返納セシムルコトアルヘシ
前項ノ期間中他ニ同一圖書閱覽ヲ要求スル者ナキトキハ滿了後引續借覽スルコトヲ
得

但シ此ノ場合ニ於テモ一時圖書ヲ返却シテ更ニ携出手續ヲナスヘシ

第八條 携出圖書ハ一回毎ニ和装ハ一種二冊洋装ハ一冊トス

但シ新ニ備付タル圖書ハ二ヶ月ヲ經タル後ニアラサレハ携出ヲ許サス

第九條 特許証ヲ有スル者又ハ保證人ニシテ本館規則第十九條ノ資格ヲ失ヒ又ハ圖書
ノ携出ヲ要セサルニ至リタルトキハ直ニ圖書及特許証ヲ返納スヘシ

第十條 特許証ヲ有スル者又ハ其保證人ニシテ轉任或ハ住所氏名ヲ變更シタル時ハ速
ニ其旨届出ツヘシ

第十一條 特許証ヲ紛失シタル者ハ速ニ其旨届出ツヘシ

前項ノ手續ヲ怠リタル爲メ本館ニ損害ヲ與ヘタルトキハ該特許証ノ記名者ニ於テ之
カ賠償ノ責ニ任スヘシ

第十二條 圖書携出特許証ヲ紛失シタルモノハ再下付ヲセス

但シ事情ニヨリ再交付スルコトアルヘシ

第十三條 第七條ノ期限ヲ過キテ返納セヌ第九條第十條ノ手續ヲ怠リタルトキハ爾後特
許証ヲ無効トシ事情ニ依リテハ再ヒ之ヲ附與セサルヘシ

第十四條 圖書携出者又ハ其同居者傳染性ノ疾患ニ罹リタルトキハ圖書携出者ヨリ直ニ
其旨届出ツヘシ

鹿兒島縣立圖書館巡回文庫細則

第一條 本館規則第二十六條ニヨリ巡回文庫ノ廻付ヲ受ケントスル者ハ左ノ書式ニヨ
リ願書ヲ差出スヘシ

(願書式)

巡回文庫廻付願

貴館規則ヲ遵守可致ニ付巡回文庫御廻付相成度此段相願候也

追テ閱覽希望人數ハ

名ニテ候

年 月 日

市郡 町 村

鹿兒島縣立圖書館長

何々長(何々代表者) 氏

名 印

第二條 自由編成巡回文庫ノ廻付ヲ受ケントスルモノハ本館巡回文庫用圖書目錄ニヨ
リ希望圖書ヲ選定又ハ希望圖書種類ヲ指定シ巡回文庫廻付願書ト共ニ左記書式一又
ハ二ノ書面ヲ添付シ館長ニ請求スヘシ

(書式一)

廻付希望圖書		分類番號	書名	著者名	冊數	備考

(書式二)

廻付希望圖書種類		種類	冊數	種類	冊數	種類	冊數

第三條 巡回文庫ノ廻付ヲ受ケタル者ハ直ニ左記様式ノ受領證ヲ返付スヘシ
但シ葉書ニテ差支ヘナシ

巡回文庫受領證

一、巡回文庫

第何號

但シ内容御送付ノ目錄ノ通り

一、閱覽簿

何冊

右正ニ受領候也

年 月 日

鹿兒島縣立圖書館長

市郡

町

村

何々長(何々代表者)

氏

名 ④

殿

第四條 巡回文庫ハ廻付ヲ受ケタル所管長之ヲ管理スヘシ

第五條 巡回文庫ノ廻付ヲ受ケタル所管長ハ圖書目錄ノ複寫ヲ配布又ハ揭示等ニヨリ公衆カ圖書ヲ利用スル様努ムルト共ニ利用者ニハ送付ノ感想希望用紙ニ勤メテ記入セシムヘシ

第六條 巡回文庫ノ廻付ヲ受ケタル所管長ハ一定ノ閱覽所ニ於テ閱覽セシムルノ外適當ナル方法ニ依リ携出閱覽セシムルコトヲ得

但シ閱覽者ニハ必ス本館ヨリ送付ノ圖書簿ニ所要ノ記入ヲナサシムヘシ

第七條 巡回文庫ノ期限滿了後五日以内ニ所管長ハ閱覽簿及感想希望記入用紙ヲ一纏ニシ閱覽狀況書ヲ添ヘ文庫ト共ニ本館ニ返送スヘシ
閱覽狀況ニ記載スヘキ事項左ノ如シ

一、閱覽成績ノ概況

二、閱覽獎勵ノ方法

三、巡回文庫ニ對スル希望

四、其他參考トナルヘキ事項

鹿兒島縣立圖書館ホール及日本間貸與規定

第一條 本館ホール及日本間ハ午前八時ヨリ午後十時迄ノ間ニ於テ之ヲ貸與ス

但シ貸與時間ハ館長ノ必要ト認ムルトキハ伸縮貸與シ申込者ニシテ營利ヲ目的トスルモノ又ハ館長ニ於テ不適當ト認ムルモノハ貸與セス

第二條 本館ホール及日本間ヲ使用セントスルモノハ左記事項ヲ具シ館長ノ許可ヲ受クヘシ

一、使用ノ目的及方法

二、使用ノ日時

三、入場豫定人員

四、使用者ノ住所、職業、氏名

第三條 本館ホール及日本間使用ニ付テハ左ノ區分ニ依リ使用料ヲ徵收ス

但館長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ知事ノ許可ヲ受ケ増減又ハ免除スルコトヲ得

一、ホール

イ、晝間 (自午前八時 至午後十時) 一回 金五圓

ロ、夜間 (自午後十時 至午後十時) 一回 金七圓

ハ、晝夜ヲ通シ使用スル場合 金拾圓

二、日本間

イ、晝間 (自午前八時 至午後十時) 一回 金壹圓

ロ、夜間 (自午後十時 至午後十時) 一回 金壹圓五拾錢

ハ、晝夜ヲ通シテ使用スル場合 金貳圓

第四條 本館ホール及日本間使用者ニシテ其使用ヲ終リタルトキハ室内ヲ清淨整頓シ其旨館長ニ申出ツヘシ

第五條 本館ノ設備ニ對シ損害ヲ與ヘタルトキハ館長ノ指定ニ從ヒ使用者ヲシテ賠償ノ責ニ任セシムルコトアルヘシ

鹿兒島縣立圖書館職制並處務ニ關スル規定

第一條 本館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長	一名
司書	若干名
書記	若干名

第二條 館長ハ知事ノ命ヲ受ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス

館長事故アルトキハ上席司書其職務ヲ代理ス司書以下職員ハ總テ館長ノ命ヲ受ケ司書、庶務、會計ノ事務ニ従事ス

第三條 館長ハ左ノ事項ニ就キ知事ニ意見ヲ具申スルコトヲ得

- 一、諸規則ノ設定、改廢
- 二、職員ノ進退賞罰
- 三、職員ノ管外出張
- 四、其他圖書館利害ニ關スル事項

第四條 館長ハ左ノ事項ニ就キ知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ執行スヘシ

- 一、處務規程及諸細則ノ設定改廢
- 二、臨時閉館
- 三、其他例規ナキ重要ノ事項

- 第五條 館長ハ左ノ事項ヲ專行スルコトヲ得
 - 一、圖書及教育參考品ノ選擇購入ニ關スル事項
 - 二、圖書及教育參考品ノ寄贈委託ノ收受ニ關スル事項
 - 三、職員ノ管内出張
 - 四、職員及傭人等ノ進退ニ關スル事項
 - 五、職員ノ願届及除服
 - 六、ホール、日本間貸與ニ關スル事項
 - 七、賣店ノ物品供給者及供給品ニ關スル事項
- 第六條 本館ニハ必要ニ依リ委員又ハ評議員若干名ヲ置クコトアルヘシ

鹿兒島縣立圖書館處務細則

第一章 通則

- 第一條 本館ニ司書部、書記部ヲ置キ館務ヲ分掌ス
- 第二條 各部ニ主任ヲ置キ館長之ヲ命ス
- 第三條 各部主任ハ館長ノ命ヲ受ケ當該部ニ屬スル事務ヲ總括ス
- 第四條 司書部ニ左ノ係ヲ置ク
 - 一、目錄係
 - 二、藏書係

- 三、出納係
 - 四、兒童室係
 - 五、巡回文庫係
 - 六、講演及展覽會係
 - 七、博物館室係
- 第五條 書記部ニ左ノ二係ヲ置ク
 - 一、庶務係
 - 二、會計係
 - 第六條 各係二名以上ナルトキハ其上席係員ヲ以テ主任トス
 - 第七條 各係ハ主任ノ指導ヲ受ケ所屬事務ニ従事スヘシ
 - 第八條 各係ノ主管事務ニシテ他ノ係ニ關係アルモノハ當該係ニ合議スヘシ
 - 第九條 事務ノ所屬分明ナラサルモノハ館長ノ指揮ニ從フヘシ

第二章 文掌事務

- 第十條 目錄係ノ管掌事務左ノ如シ
 - 一、「目錄カード」ノ調製整理統計ニ關スル事項
 - 二、圖書目錄編成ニ關スル事項
 - 三、圖書解題ニ關スル事項
 - 四、購入及廢棄スヘキ圖書ノ調査ニ關スル事項
 - 五、寄贈圖書ノ收受ニ關スル事項

第六、主管事務ニ附屬スル書類及物品ノ整理保管ニ關スル事項
第十一條 藏書係ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、圖書ノ收受整理保管ニ關スル事項
- 二、書庫ノ整理及鍵守管ニ關スル事項
- 三、圖書原簿ノ記入及保管ニ關スル事項
- 四、藏書ノ統計ニ關スル事項
- 五、製本ニ關スル事項
- 六、主管事務ニ附屬スル書類及物品ノ整理保管ニ關スル事項

第十二條

出納係ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、圖書ノ出納ニ關スル事項
- 二、圖書館外携出ニ關スル事項
- 三、閱覽室ノ設備、整理、及備付物品ノ保管ニ關スル事項
- 四、官公報、新聞、雜誌ノ整理ニ關スル事項
- 五、圖書閱覽案内及指導ニ關スル事項
- 六、閱覽人及閱覽圖書ノ統計ニ關スル事項
- 七、閱覽人懇談會ニ關スル事項
- 八、圖書閱覽回数調査ニ關スル事項
- 九、出納手監督ニ關スル事項

第十三條

兒童室係ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、兒童閱覽圖書出納ニ關スル事項
- 二、圖書館外携出ニ關スル事項
- 三、兒童閱覽室ノ設備、整理、備付、物品保管ニ關スル事項
- 四、閱覽ノ指導ニ關スル事項
- 五、閱覽圖書及閱覽兒童ノ統計ニ關スル事項
- 六、御伽話會開催ニ關スル事項

第十四條

巡回文庫係ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、巡回文庫ノ編成發送及統計ニ關スル事項
- 二、出張圖書館ニ關スル事項
- 三、主務ニ係ル文書ノ起案、發送、收受ニ關スル事項
- 四、主管事務ニ屬スル書類、物品ノ整理保管ニ關スル事項

第十五條

講演及展覽會係ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、講演及展覽會ノ準備ニ關スル事項
- 二、講演會場ノ設備、整理、及備付物品ノ保管ニ關スル事項
- 三、講演及展覽會ノ記録ニ關スル事項
- 四、會場貸與ニ關スル事項

第十六條

博物室係ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、教育參考品陳列、説明ニ關スル事項
- 二、博物室觀覽者案内及指導ニ關スル事項

三、博物委員會開催ニ關スル事項
 四、主管事務ニ屬スル書類、物品ノ整理、保管ニ關スル事項
 第十七條 庶務係ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、儀式ニ關スル事項
- 二、館長印、館印、及鍵類ノ保管ニ關スル事項
- 三、主務ニ係ル文書ノ起案ニ關スル事項
- 四、上申、其他、諸文書ノ收受及整理、保管ニ關スル事項
- 五、諸規則ノ草案、變更及整理保管ニ關スル事項
- 六、學事年報及諸報告ニ關スル事項
- 七、日誌其他ノ諸記録、編纂ニ關スル事項
- 八、館内通知及揭示ニ關スル事項
- 九、訪館人ノ應接ニ關スル事項
- 一〇、館員ノ名簿、履歷書及現住所ニ關スル事項
- 一一、館員ノ出勤簿ニ關スル事項
- 一二、館員ノ願、伺、届ニ關スル事項
- 一三、傭人ノ進退並ニ監督ニ關スル事項
- 一四、館内ノ警備、衛生ニ關スル事項
- 一五、窓直ニ關スル事項
- 一六、主管事務ニ屬スル物品、整理及保管ニ關スル事項

一七、主管ナキ事務ニ關スル事項
 第十八條 會計係ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、金錢出納ニ關スル事項
 - 二、營繕及備品ノ修繕ニ關スル事項
 - 三、本館財産ノ保管ニ關スル事項
 - 四、物品出納、保管及整理ニ關スル事項
 - 五、主務ニ關スル文書ノ立案
 - 六、主管ニ關スル帳簿類整理、保管ニ關スル事項
 - 七、豫算及決算ニ關スル事項
 - 八、會計ニ關スル報告事項
 - 九、物品購入、賣却ニ關スル事項
 - 一〇、收入ニ關スル事項
 - 一一、給水、電燈、電熱、電話取扱ニ關スル事項
 - 一二、圖書館外携出ニ關スル依託切手、貯金通帳等ノ保管、整理ニ關スル事項
 - 一三、其他會計ニ屬スル一切ノ事項
- 第十九條 各部ノ主管事務ニシテ他部ニ關係アルトキハ必ず當該部ニ合議スヘシ
 第二十條 事務主管不明ナルトキハ館長ノ指揮ニ依ルヘシ

第三章 服務心得

第二十一條 職員ハ忠實勤勉ヲ旨トシ和衷協力、諸規則ノ命ズル所ニ從ヒ、其ノ本分ヲ盡スヘシ

第二十二條 職員ハ常ニ清潔高潔ニシテ、來館者ニ對シテハ懇切公平ヲ旨トスヘシ

第二十三條 事務ノ繁縟ヲ省キ、簡捷ニ就キ秩序ヲ正シ言議ヲ慎ミ、館務ノ運用ヲ圓滑ナラシムル様、常ニ留意スヘシ

第二十四條 總テ公務ニ關スル機密ヲ私ニ漏洩シ、又ハ未發ノ事件、若シクハ文書ヲ私ニ漏示スルガ如キコトアルヘカラス

第二十五條 館員ハ一定ノ時限マテニ登館シ、直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ

第二十六條 館員ニシテ出勤時限ニ遲刻スルカ、執務時間中ニ退出セントスルトキハ其事由ヲ述ベ館長ノ承認ヲ受クベシ

第二十七條 館員病氣又ハ不得已事項ノ爲ニ缺勤セントスルトキハ出勤時限迄ニ其事由ヲ詳記シタル届書ヲ差出スヘシ

但 病氣欠勤七日以上ニ及ブトキハ七日毎ニ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第二十八條 職員ニシテ喪ニ當リタルトキハ死者トノ關係ト忌服日數トヲ記シタル届書ヲ差出スヘシ

第二十九條 職員ハ館長ノ許可ナクシテ、恣ニ任地ヲ離ルルコトヲ得ス

第三十條 職員ノ身上ニ關スル願、伺、届ニシテ知事ニ上申スベキ書面ハ總テ館長ヲ經由スヘシ

第三十一條 職員ニシテ住所氏名其他ノ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツベシ

第三十二條 事務繁劇、若クハ急遽ヲ要スル場合ニ於テハ館長ノ命ニ依リ、執務時間外又ハ休日ト雖、執務スヘシ、又事務分掌ノ都合ニヨリ館長ノ指定シタル特別ナル時間ニ於テ其職務ニ従事スベシ

第三十三條 退館ノ際ハ必ず取扱ノ書類物件ヲ整理シ之ヲ筐中ニ納メ散逸ノ虞ナキ様注意スベシ

第三十四條 職員ハ本館出火又ハ近火其他異變ノ際ハ何時タリトモ直ニ出勤シ相當ノ處置ヲナスベシ

第三十五條 職員ハ其指定セラレタル職務ニ關シ一切ノ責任任スベシ

第三十六條 職員ハ退職又ハ轉勤ノトキハ其擔任事務ニ關スル目錄書ヲ作り、其未完結ノモノハ處理頭末ヲ記シテ主任ニ差出スヘシ、主任ハ之ヲ精査シ館長ノ檢閲ヲ經ヘシ

第三十七條 職員出報ヲ命セラレタルトキハ歸館後三日以内ニ復命書ヲ作り差出スベシ
但シ時宜ニヨリ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第四章 宿直心得

第三十八條 職員ハ毎日一人づつ宿直ノ任務ニ従事スヘシ

第三十九條 宿直員ノ任務ハ退館時限ニ始マリ、出勤時期ヲ以テ終ル、但シ休日ハ出勤時限ヨリ翌日ノ出勤時限トス

第四十條 宿直員ハ文書圖書ヲ收受シ看守小使ヲ監督シ時々館内外ヲ巡視取締ヲナシ、特ニ火氣ニ注意シ、非常異變ノ場合ニ於テハ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第四十一條 本館出火若クハ近火ノ際ハ宿直員ハ小使ヲ指揮シテ適宜消防ニ従事スルハ勿論、館長、警察其他ニ

警報ヲ傳フルト同時ニ書庫ノ戸締ニ注意シ非常持出箱ヲ安全ノ地ニ携出スヘシ

第四十二條 宿直員ハ庶務係若クハ前宿直員ヨリ左ノ物件ヲ受取ルヘシ

一、宿直日誌

二、宿直所管鍵

三、文書、郵便物等受付簿

四、送付簿

五、其他

第四十三條

宿直員ノ收受シタル文書物件ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處分スヘシ

一、至急ヲ要スル親展書ハ直ニ宛名若クハ代理者ニ送付シ領收印ヲ受クヘシ

二、電報ノ館名及係ニ宛テタルモノハ之ヲ開披シ其主管者ニ其他ハ封緘ノ儘宛者若クハ代理者ニ送付ス

シ、其際送付簿ニ記載シ受取人ノ領收印ヲ受クヘシ

三、公文書ニシテ親展ニアラズ至急トアルモノハ之ヲ開披シ、其緩急ヲ計リ至急ト認ムルトキハ直ニ主管者ニ送付スヘシ

四、前各號ノ外文書及物件ハ之ヲ翌朝庶務ニ引繼クヘシ

第四十四條

宿直日誌ニハ一切ノ事件ノ顛末ヲ記載シ署名捺印スヘシ

第四十五條

宿直ノ順番等ニ關スル事項ハ豫メ職員協議ヲ以テ之ヲ定メ館長ノ承認ヲ經テ實行スヘシ

但シ新任ノモノハ拜命ノ日ヨリ十日間ヲ經タル後、宿直セシムルモノトス

七 職 員

館長	奧田啓市
司書	吉江親義
全書記	岡積聖
(兼司書)	土橋四郎
	伊東祐豐

昭和二年十月十五日印刷
昭和二年十月二十日發行

鹿兒島縣立圖書館

鹿兒島市東千石町九十三番地

印刷人 田代 運平

鹿兒島市東千石町九十三番地

印刷所 鹿兒島印刷株式會社

電話 長九二四番
一〇二四番
一六五六〇番

振替口座 一六五六〇番

